

## 【 FAQ : よくある質問と答え 】

独立行政法人 科学技術振興機構 (JST)  
バイオサイエンスデータベースセンター (NBDC)

### (1) 研究開発提案書について

**Q1. 研究開発構想 (様式 3) について、A4 用紙 10 枚以内という指定となっておりますが、「4. 保有しているあるいは、今後保有する予定のデータの一覧」へ記載が数ページにわたる場合も、研究開発構想を A4 用紙 10 枚以内にしなければなりませんか？**

**A1.** 「4. 保有しているあるいは、今後保有する予定のデータの一覧」への記載内容が多い場合、研究開発構想に記載すべきその他 8 項目の記述を 9 枚以内に抑えた場合に限り、10 枚を超えることが出来ます。

(例: 「4. 保有しているあるいは、今後保有する予定のデータの一覧」が A4 用紙 2 枚分ある場合、その他 8 項目分の 9 枚と合わせて 11 枚)

ただし、e-Rad へアップロードできる提案書ファイルの最大容量は 3MB です。

**Q2. 研究参加者として同じ研究室のメンバーを記載する予定にしていますが、採択された場合、本公募で人件費を賄う研究者と別の資金で人件費を賄う研究者が研究参加者となります。その場合、別の資金で人件費を賄う研究者も記載するのでしょうか？**

**また、ごく低いエフォートでの参加を想定している研究者の方についても記載すべきでしょうか？**

**A2.** 研究開発実施体制 (様式 4) については、選考において研究開発提案の体制を判断する材料として使用いたします。別の資金で人件費を賄う研究者の方については、人件費を支出する資金が本研究開発提案にエフォートを割くことを認めている場合、研究開発提案として必要であれば記載してください。

また、低いエフォートで参加する研究者の方についても、研究開発提案として必要であれば記載下さい。

**Q3. 論文・著書リスト (様式 7) やこれまでに作成したデータベース (様式 9) などについて、同一所属機関からの研究参加者で、研究代表者とは異なる重要な論文やデータベース作成経歴等を示したい場合、どうしたらよいでしょうか。**

**A3.** 論文・著作リスト (様式 7) は研究代表者の方と主たる共同研究者の方の論文・著作リストを記載いただく書類となります。研究代表者と同じグループに記載された研究参加者の論文・著作を記載する必要がある場合は、その他特記事項 (様式 11) に記載してください。

特許リスト (様式 8)、これまでに作成したデータベース (様式 9) についても同様です。

### (2) 統合化推進プログラムの範囲について

**Q1. 海外のデータベースとの統合に関する提案も、本プログラムの範囲に入りますか？**

## 平成 24 年度公募「統合化推進プログラム」

A1. 海外のデータベースとの統合を含めて提案していただくことが可能です。ただし、本プログラムが国内生産データの利便性向上、有効活用を目的としたデータベース統合化の実現を目指していることにご留意ください。

Q2. オントロジーに関して、現在整備されていないものを対象として構わないのでしょうか？

A2. 構いません。

Q3. データ生産のための実験は本プログラムの範囲に入りますか？

A3. 本プログラムの範囲には入りません。

Q4. 統合化に必要なデータ作りは本プログラムの範囲に入りますか？

A4. 統合化に必要なデータ作りを検討されている場合は、研究開発提案書にその詳細を記述してください。研究開発提案全体で総合的に判断します。

Q5. 複数の種を統合するのではなく、1つの種について様々なデータベースを統合するような研究開発提案は本プログラムの範囲に入りますか？

A5. 本プログラムの範囲に入ります。

Q6. メタデータの作成に関する提案は今回のプログラムの範囲に入りますか？

A6. 本プログラムの範囲に入ります。

### (3) 選考について

Q1. 同じ分野で質の高い研究開発提案が複数応募された場合、どの様な方針で選考されるのでしょうか？

A1. 状況と予算によりますが、両方の提案が採択される可能性もあります。また、当該研究開発提案同士の間で連携をお願いすることがあります。

Q2. データベースのコストパフォーマンスの基準は何ですか？データ 1 件あたりの予算額でしょうか？

A2. 明確な基準はありません。研究開発提案書の記述を総合的に判断してコストパフォーマンスを評価します。

Q3. 海外からのアクセス件数について、どの程度のアクセス数があれば「十分なアクセス数がある」という判断になりますか？

A3. 明確な基準はありません。他の研究開発提案等と相対的に評価して判断します。

Q4. コミュニティとの連携度合いの証明について、サポートレターを提示することは有効ですか？

A4. 有効です。提案書の一部として、それを含めて評価します。

(4) サーバ整備について

Q1. 各データベースに対して NBDC から横断検索をするということですが、連携する各サーバに検索システムを置く必要がありますか？

A1. 特に必要ありません。

Q2. 研究開発提案者は公開用のサーバを用意する必要がありますか？

A2. NBDC のサーバから公開することも出来ます。

ただし、研究開発構想（様式 3）「6. サーバ構成および有償ソフトウェア」に必要事項を記載してください。

また、研究開発提案者が用意する公開用サーバからの公開も可能です。

Q3. 計算機資源は研究開発提案グループが用意する必要がありますか？

A3. 計算機資源については NBDC が提供することも出来ます。

NBDC からの提供を希望する場合、研究開発構想（様式 3）「6. サーバ構成および有償ソフトウェア」に必要となる計算機資源の詳細を記載してください。

Q4. NBDC に設置される公開用サーバをミラーサーバーとして使用することは出来ますか？

A4. ミラーサーバーとして使用していただくことは可能です。

その場合、研究開発構想（様式 3）「6. サーバ構成および有償ソフトウェア」に必要事項を記載してください。

(5) データベースの公開について

Q1. 公開するデータには、連携機関が所有するデータも含まれますか？

A1. 研究代表者グループだけでなく共同研究グループのデータについても公開の対象となります。

Q2. 統合化推進プログラム終了後のデータベース公開についても、無償である必要がありますか？

A2. 無償で公開していただくことが望ましいですが、応募時点で確約を求めるものではありません。

Q3. データベースの公開について、公開すべき部分はデータコンテンツだけでよいのでしょうか？データベースのインターフェースや使用しているソフトウェア等も公開する必要がありますか？

A3. 公開していただくのはデータコンテンツだけでも結構です。

Q4. 公開の際のドメインは、提案者が用意したものを使用できますか？

A4. 使用できます。

(6) 研究開発体制について

Q1. 主たる共同研究者、もしくは共同研究グループのメンバーが、研究総括と

## 平成 24 年度公募「統合化推進プログラム」

かつて共同研究を行ったことがある場合、もしくは現在行っている場合、本公募に応募できますか？

A1. その場合、研究開発提案書を選考対象から除外する対象とはなりませんので、ご応募できます。

Q2. 本プログラムで雇用する研究員について、研究期間内での入れ替えが可能ですか？

A2. 研究開発推進上、不可欠であれば可能です。現在想定している範囲で研究開発提案書に記載してください。

Q3. 学生（学部学生、大学院生）にアノテーションやキュレーションを行わせ、謝金を支払うことは出来ますか？

A3. 出来ます。必要であれば提案書に記載してください。

Q4. 研究チームに派遣職員を採用することは出来ますか？

A4. 可能です。その場合、研究参加者として登録していただくことになります。

Q5. バイオインフォマティクスに詳しい研究者を開発チームに加えておく必要がありますか？

A5. よいデータベースを作るという観点から、一般にはバイオインフォマティクスの専門家がメンバーに含まれていることが望ましいと思われませんが、採択における必要条件ではありません。研究開発提案における必要性に基づきご判断ください。

### (7) 研究費について

Q1. ガイドラインの作成に研究費を使用しても良いですか？

A1. 使用することができます。ガイドラインの作成に関しては、NBDC と協議しながら実施していただきます。

Q2. 業者に外注を行うことは出来ますか？

A2. 研究開発要素の無い部分に関しては、外注を行うことが出来ます。

### (8) その他

Q1. 研究開発開始後の NBDC との協カイメージについて、研究開発提案書に詳細な記述が必要ですか？

A1. 詳細については採択後に協議の上決定しますので、研究開発提案書には現時点でどの様に計画しているかについて記述してください。

Q2. 研究開発期間中に新たな発展があった場合、研究開発提案書に記載した項目でなくても、それを新しく研究開発に取り込むことは出来ますか？

A2. 研究の発展があった場合には、研究総括と協議の上で計画を変更することは可能です。

**Q3. 研究開発提案グループが所有していないデータベースを統合の対象に含めることは可能ですか？**

A3. 可能です。ただし、その場合はデータベース所有者との間で統合に関する許可の取得と、権利関係の調整を提案者が行ってください。

**Q4. ヒト由来データの取扱いについて、ガイドラインはありますか？**

A4. 既存のガイドラインとしては、文部科学省 統合データベースプロジェクト「疾患解析から医療応用を実現する DB 開発」において作成されたガイドライン ([http://gwas.lifesciencedb.jp/gwasdb/db\\_policy.html](http://gwas.lifesciencedb.jp/gwasdb/db_policy.html)) があります。

新たなガイドラインが必要な場合、NBDC と採択者とで連携しながら作成したいと考えています。

**Q5. 複数の機関や、複数の省庁にまたがるような統合を提案する場合、機関や省庁間における権利関係の調整は NBDC が行いますか？**

A5. 提案者が調整を行い、権利関係をクリアにすることになります。研究開発提案段階で完全に調整が出来ている必要はありませんが、ある程度、調整の目処が立っている必要はあります。

以上